（証券コード　2301）
2021年１月７日

株　主　各　位

大阪市北区梅田二丁目５番10号
株式会社　学情
代表取締役社長　中 井 清 和

第43期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）による議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年１月21日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　　時　　2021年１月22日（金曜日）　　午前10時

２．場　　　所　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
　　学情梅田コンパス10階　コンパスホール

３．目 的 事 項

報 告 事 項　第43期（2019年11月１日から2020年10月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当（第43期期末配当）の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

◎株主総会会場における新型コロナウイルス感染防止のため、以下の措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

・受付にて体温を測定させていただき、37.0℃以上の発熱が認められた場合はご入場をお断りする場合や、体調不良とお見受けした場合はお声掛けし、ご退場いただくことがございます。

・会場がある当社本社ビル館内および会場内ではマスクをご着用ください。ご協力いただけない場合はご入館およびご入場をお控えいただきます。

・座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。万が一お席がご用意できない場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承願います。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスクおよび手袋（一部スタッフ）を着用し対応させていただきます。
・感染状況を踏まえまして、その他感染予防措置を実施いたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://company.gakujo.ne.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度（2019年11月１日～2020年10月31日）におけるわが国経済は、全世界において新型コロナウイルス感染症流行の収束が見通しにくい状況の中、依然として厳しい状況であり、飲食や娯楽、旅行・ホテル業などをはじめとして様々な業界に影響がでております。一方、2020年10月の有効求人倍率は1.04倍と前月を0.01ポイント上回り、また、電気機器や小売り、食品といった業種がけん引役となり、2020年７～９月期の上場企業の当期純利益は前年同期比９％減と４～６月期の57％減から大幅に改善しておりますが、業種によって回復に差がある状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の中で出された緊急事態宣言、自粛要請を受けて、４月および５月は「就職博」・「転職博」の開催を中止、または延期する状況となりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高57億20百万円（前期比81.4％）、営業利益11億88百万円（前期比61.3％）、経常利益13億72百万円（前期比67.5％）、当期純利益９億27百万円（前期比66.1％）となりました。また、特別損失として、イベント中止損失を17百万円計上しております。なお、６月以降の「就職博」・「転職博」につきましては、緊急事態宣言、自粛要請が解除されたことを受けて、感染防止対策を十分に行いながら開催しております。

○就職情報事業

当事業年度（2019年11月１日～2020年10月31日）における新卒採用市場は、当初、３月の広報解禁日よりも早い時期から2021年３月卒業予定の学生とのコミュニケーションを図ろうとする企業ニーズは高い状態で推移しましたが、現在も収束していない新型コロナウイルス感染症の流行は、採

用活動全体に影響を及ぼしております。
「就職博」に関しましては、同業他社が２月下旬以降の合同企業セミナーを中止する中、当社は、感染防止対策を十分に行いながら３月まで開催を継続したことによって、同業他社の受け皿としての需要も高まりました。６月以降に関しましては、緊急事態宣言、自粛要請が解除されたことを受けていち早く開催を再開し、企業と学生・求職者のマッチング機会の確保に努めました。しかし、４月及び５月の「就職博」・「転職博」の開催を中止、または延期した影響により、「就職博」全体の当事業年度の売上高は17億67百万円（前期比64.6％）となりました。
一方、新卒学生向け就職サイト「あさがくナビ」に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって会社説明会・面接を自粛する企業の間で、2018年から導入していたＷＥＢ面接機能「スマ面」の利用が拡大するなど「ダイレクトリクルーティングサイト」としての機能が効果を発揮した結果、「あさがくナビ」の当事業年度売上高は11億99百万円（前期比132.2％）となりました。
20代向け転職サイトＮｏ．１の実績を誇り、登録会員数が150万人を超えた「Ｒｅ就活」に関しましては、緊急事態宣言、自粛要請の前後の期間において、一旦、中途採用活動そのものを控える動きが強まり、「Ｒｅ就活」の当事業年度売上高は12億39百万円（前期比71.6％）となりました。その結果、当事業年度における就職情報事業全体の売上高は54億59百万円（前期比80.7％）となりました。
なお、緊急事態宣言、自粛要請が解除されて以降は、開催を再開した「就職博」並びに「あさがくナビ」「Ｒｅ就活」の販売は好調に推移しております。企業の新卒・若手人材採用意欲自体は底堅いものがある中、2021年入社の新卒採用が充足に至っていない企業も多く、当社の得意とする「新卒～20代の若手通年採用へのソリューション」に対するニーズは更に高まっていくものと予測しております。
部門別売上高および構成比は、次のとおりであります。

区　　　分	売上高（百万円）	構成比（％）	前事業年度比（％）
就　職　情　報　事　業	5,459	95.4	80.7
そ　　の　　他	260	4.6	99.8
合　　　計	5,720	100.0	81.4

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、総額１億31百万円となりました。その主なものは、自社利用のソフトウェア１億28百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　分	第 40 期 (2017年10月期)	第 41 期 (2018年10月期)	第 42 期 (2019年10月期)	第 43 期(当期) (2020年10月期)
売上高(百万円)	5,620	6,448	7,028	5,720
経常利益(百万円)	1,522	1,590	2,032	1,372
当期純利益(百万円)	1,220	1,123	1,402	927
１株当たり当期純利益(円)	81.24	75.77	95.81	64.29
総資産(百万円)	10,894	11,372	12,187	11,967
純資産(百万円)	9,822	10,144	10,827	10,961

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な親会社および子会社の状況

当社は、親会社および子会社について、事業年度を通じて有しておりませんので、該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社の主たる事業領域は、新卒採用事業および中途採用事業の「採用支援事業」全般並びに公的機関からの雇用対策事業の受託事業であります。

当社が、今後、さらなる成長を継続していくためには、８年目に入った株式会社朝日新聞社・株式会社朝日学生新聞社との提携効果を向上させるのはもちろんのこと、コロナ禍で高まるオンライン採用のニーズを捉え、新卒ダイレクトリクルーティングサイトNo.1の「あさがくナビ」、20代向け転職サイトＮｏ．１の「Ｒｅ就活」といった既存商品のブラッシュアップと、新しいサービスの開発を継続することが不可欠であると認識しています。

2021年の社会経済活動は未だコロナウイルス感染再拡大の懸念は残るものの、各企業業績は改善の兆しが見えており、「若手人材」へのニーズは底堅いものがあります。「あさがくナビ」「就職博」から「Ｒｅ就活」を組み合わせた他社にはできない独自のソリューションを提案することのできる当社への期待は高まっています。併せて公的機関による雇用支援事業の大幅な増大も予想されます。

当社は、合同オンラインセミナー「Webインターンシップ博」、動画で伝える新媒体「JobTube」といった新商品群を投入するなどし、新経営ビジョン「世界を相手にビジネスを楽しむ～目指せ1,000億円企業」の実現を図ってまいります。

そのためにも、首都圏への経営資源の集中やオンライン・デジタル新商品の開発といった積極的な施策を引き続き推し進めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

合同企業セミナー「就職博」等の企画・運営、インターネットによる就職情報サイト「あさがくナビ（朝日学情ナビ・新卒対象）」・「Ｒｅ就活（20代若手社会人対象）」の企画・運営、就職情報誌の発行、採用活動全般のコンサルティング業務、人材採用関連全般におけるアウトソーシング業務、人材紹介事業、他

(6) 主要な事業所

大　阪　本　社	大阪市北区梅田二丁目５番10号
東　京　本　社	東京都中央区
名古屋支社	名古屋市中区
京　都　支　社	京都市下京区
福　岡　支　店	福岡市博多区

(7) 使用人の状況

使用人数(前事業年度末比)	平均年齢	平均勤続年数
276名（７名増）	31歳６ヵ月	７年３ヵ月

（注）上記使用人数には嘱託、契約およびパート社員（10名）を含んでおり、派遣社員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　50,240,000株

(2) 発行済株式の総数　　15,560,000株

(3) 株主数　　10,414名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,909,400	13.33
株式会社アンビシャス	1,500,000	10.48
株式会社朝日新聞社	778,000	5.43
株式会社朝日学生新聞社	778,000	5.43
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	735,700	5.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	648,700	4.53
学情社員持株会	548,500	3.83
中井清和	459,800	3.21
中井大志	426,500	2.98
MSIP CLIENT SECURITIES	329,591	2.30

（注）持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 （2020年10月31日現在）

名称		第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		2014年12月８日	2016年12月５日
新株予約権の数		170個	170個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 17,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		2015年１月23日から 2035年１月22日まで	2017年１月20日から 2037年１月19日まで
行使の条件		（注１）	（注２）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 2名

（注１）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が2034年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2034年11月１日から2035年１月22日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

（注２）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が2036年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年11月１日から2037年１月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中井清和	全般
取締役副社長	中井大志	東京本社代表及び東京企画営業本部・人材紹介事業部・パブリックサービス事業部・企画部・Web事業推進部担当
常務取締役	片山信人	西日本担当及び大阪企画営業本部・名古屋支社・京都支社・福岡支店・学校企画部・企画制作部・営業戦略室担当
取締役	辻内章	公認会計士 株式会社エスティック 取締役監査等委員（非常勤） 積水樹脂株式会社監査役（非常勤）
取締役	臼倉恒介	株式会社朝日新聞社　代表室主査
監査役（常勤）	村越誓一	
監査役	堀清	弁護士
監査役	前義信	税理士

（注）１．取締役辻内章および臼倉恒介の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役堀清および前義信の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は取締役辻内章および臼倉恒介、監査役堀清および前義信の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．取締役辻内章氏は、公認会計士として企業会計について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役前義信氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．2020年１月24日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、取締役三木栄氏は、辞任により退任いたしました。
６．取締役中井大志氏は、2020年１月24日付で取締役副社長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額の合計額としております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	100,379千円 （1,355千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	10,980千円 （3,260千円）
合　計	7名	111,359千円

（注）１．取締役の支給人員は、無報酬の取締役２名（社外取締役２名）を除いております。
２．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額7,750千円（取締役３名に対し7,750千円）。
・当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る計上額21,374千円（取締役３名に対し21,374千円）。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役辻内章氏は、株式会社エスティック取締役監査等委員（非常勤）および積水樹脂株式会社監査役（非常勤）であります。

取締役臼倉恒介氏は、株式会社朝日新聞社の社員であります。当社と兼職先との間では、2013年１月に資本業務提携を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	活動状況
取締役　辻　内　　　章	2020年１月24日の就任以降に開催された取締役会の10回全てに出席し、有限責任監査法人トーマツに長年勤務され、様々な企業の監査業務を豊富に経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　臼　倉　恒　介	2020年１月24日の就任以降に開催された取締役会の10回全てに出席し、株式会社朝日新聞社の代表室勤務や地方総局長等を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　堀　　　　清	当事業年度に開催された取締役会の14回全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　前　　　義　信	当事業年度に開催された取締役会の14回全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,400千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制について、2015年10月13日開催の取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議いたしております。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識し、制度・体制を整備する。

(1)　取締役・使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、法令等を遵守するのはもとより、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。

(2)　取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。

(3)　取締役会には社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加し、コンプライアンスガイドライン、取締役会規程、職務権限規程等に基づき、内部統制システムの構築・運用状況を含めた取締役の職務執行を監査、チェックする。

(4)　法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、解決のため、弁護士事務所及び外部委託会社への内部通報制度を導入し運用する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、業務報告会議、その他重要な会議における意思決定に係る情報や、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる状態を維持する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備しリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

(1)　個人情報保護関連のリスクについて、コンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）を踏まえた個人情報保護に係る規程の制定をはじめとした「プライバシーマーク」を取得、取締役・使用人への教育・研修及び管理体制を確立する。

(2)　重大な危機や緊急事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切に対応する体制をとる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)　定時取締役会を月一回開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、都度議論・審議を行い、重要事項の決定を行う。

(2)　各部署の経営数値の進捗状況やその他の情報及び問題点を共有し、速やかに適正な対処・修正を行うため、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議を開催、そのうち月一回は一堂に会

した月間業務報告会議を開催、迅速かつ効率的に職務執行を行う体制をとる。

5.会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在親会社及び子会社等はないが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置する。また当該使用人の人事について、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。

7.監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役・使用人に周知徹底する。

8.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程やその内容、職務執行の状況を把握するため、業務報告会議等重要な会議に参加するとともに、各部署への実査及び部署責任者への聞き取り等を行い、稟議書その他重要な文書を閲覧し必要に応じて当社の取締役・使用人にその説明を求めることとする。その場合、取締役・使用人は都度、遅滞なく報告する。

(2) 当社は、取締役・使用人が法令等の違反行為等当社に著しい損害を与える可能性のある事実について発見した時は、速やかに監査役または監査役会に報告する体制を整備する。

(3) 当社は、監査役または監査役会に報告した取締役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を取締役・使用人に周知徹底する。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役とは月一回の取締役会において定期的に意見を交換し、その他監査役と定期的に会合を持つことで対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換する。

(2) 監査役は内部監査室と緊密に連携し、併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図る。

(3) 監査役は会計監査人及び管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

(4) 当社は、監査役がその職務執行において、当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をした時には、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

（上記内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要）

（１）取締役の職務執行体制

社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加する月一回の定時取締役会において、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。また、迅速・適正な対処を求められる事項については、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議（そのうち月一回は一堂に会した月間業務報告会議）を開催し、迅速かつ効率的に職務を執行いたしました。

（２）リスク管理体制

想定される様々なリスクのうち、当社の経営に与える影響の大きさから特に重要な個人情報保護関連のリスクについて、「プライバシーマーク」の適切な運用を軸に、使用人への様々な教育プログラムや研修を実施し、その管理・運用体制について取締役及び監査役と共有しました。

また、都度発生する諸問題については、部署担当役員の主導のもと、早期に発見・対処することにより、問題の顕在化防止、影響の最小化に取り組みました。

（３）監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や業務報告会議等において取締役の業務執行を監査する他、社内の様々な会議への積極的な参加や、内部監査を行う内部監査室との連携、代表取締役社長をはじめとする取締役との定期的な面談を通じて現場レベルでの業務運用状況の把握に努め、問題点や課題を早期に発見し、取締役と緊密な情報・意見交換を実施いたしました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。従いまして、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,408,921**	**流動負債**	**766,465**
現金及び預金	4,621,110	買掛金	295,951
受取手形	1,853	未払金	61,115
売掛金	1,376,990	未払費用	29,227
有価証券	282,203	未払法人税等	141,191
未成制作費	7,857	未払消費税等	32,007
前払費用	95,736	前受金	20,271
その他	23,609	預り金	8,270
貸倒引当金	△439	前受収益	3,679
固定資産	**5,558,793**	賞与引当金	167,000
有形固定資産	**854,553**	役員賞与引当金	7,750
建物	312,596	**固定負債**	**239,946**
構築物	377	長期未払金	217,800
機械及び装置	209	長期預り保証金	22,146
工具、器具及び備品	14,912	**負債合計**	**1,006,411**
土地	526,457	(純資産の部)	
無形固定資産	**294,511**	**株主資本**	**10,983,958**
ソフトウェア	288,006	資本金	1,500,000
電話加入権	6,505	資本剰余金	3,354,476
投資その他の資産	**4,409,727**	資本準備金	817,100
投資有価証券	3,933,759	その他資本剰余金	2,537,376
長期前払費用	19,616	利益剰余金	7,500,623
前払年金費用	10,874	利益準備金	8,455
繰延税金資産	188,773	その他利益剰余金	7,492,168
差入保証金	90,010	別途積立金	1,800,000
保険積立金	166,693	繰越利益剰余金	5,692,168
その他	6,500	自己株式	△1,371,141
貸倒引当金	△6,500	**評価・換算差額等**	**△53,391**
		その他有価証券評価差額金	△53,391
		新株予約権	**30,736**
		純資産合計	**10,961,302**
資産合計	11,967,714	**負債純資産合計**	11,967,714

損益計算書

（2019年11月1日から
2020年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,720,004
売上原価		1,949,355
売上総利益		**3,770,648**
販売費及び一般管理費		2,582,237
営業利益		**1,188,411**
営業外収益		
受取利息	582	
有価証券利息	80,711	
受取配当金	15,708	
投資有価証券売却益	22,363	
受取家賃	45,742	
雇用調整助成金	27,139	
その他	9,653	201,902
営業外費用		
不動産賃貸原価	9,056	
投資事業組合運用損	6,137	
為替差損	2,334	
その他	763	18,293
経常利益		**1,372,019**
特別損失		
イベント中止損失	17,342	17,342
税引前当期純利益		**1,354,677**
法人税、住民税及び事業税	417,694	
法人税等調整額	9,524	427,218
当期純利益		**927,459**

株主資本等変動計算書

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2019年11月１日残高	1,500,000	817,100	2,524,801	8,455	1,800,000	5,256,262	△1,122,399	10,784,218
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△491,553		△491,553
当期純利益						927,459		927,459
自己株式の取得							△260,075	△260,075
自己株式の処分			12,575				11,332	23,908
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	12,575	－	－	435,906	△248,742	199,739
2020年10月31日残高	1,500,000	817,100	2,537,376	8,455	1,800,000	5,692,168	△1,371,141	10,983,958

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年11月１日残高	12,435	12,435	30,736	10,827,390
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△491,553
当期純利益				927,459
自己株式の取得				△260,075
自己株式の処分				23,908
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△65,827	△65,827		△65,827
事業年度中の変動額合計	△65,827	△65,827	－	133,912
2020年10月31日残高	△53,391	△53,391	30,736	10,961,302

注記事項

（重要な会計方針に係る事項）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、及び、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき、当事業年度の末日に発生していると見込まれる額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額	389,670千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	－	－	15,560,000
合計	15,560,000	－	－	15,560,000
自己株式				
普通株式	1,039,902	211,400	10,500	1,240,802
合計	1,039,902	211,400	10,500	1,240,802

（注）自己株式数の増加は、取締役会決議による取得及び単元未満株式の買取請求によるものであり、減少は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年１月24日 定時株主総会	普通株式	275,881	19	2019年10月31日	2020年１月27日
2020年６月８日 取締役会	普通株式	215,671	15	2020年４月30日	2020年７月１日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年１月22日 定時株主総会	普通株式	214,787	利益剰余金	15	2020年 10月31日	2021年 １月25日

３．新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　34,000株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して定期預金及び債券にて運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資の運用のために保有する債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

①信用リスク（取引先の倒産等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署である管理部経理課が資金計画を作成、適時更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)現金及び預金	4,621,110千円	4,621,110千円	－
(2)売掛金	1,376,990千円	1,376,990千円	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,139,629千円	4,139,629千円	－
資産合計	10,137,730千円	10,137,730千円	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	76,333千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権及び満期がある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,621,110千円	－	－	－
売掛金	1,376,990千円	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	278,719千円	1,750,807千円	874,963千円	－
合計	6,276,820千円	1,750,807千円	874,963千円	－

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社建物を自社で使用するとともに、一部を他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。2020年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は36,685千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
241,548千円	△4,342千円	237,205千円	327,302千円

（注）1．　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．　当事業年度増減額は、主に減価償却によるものであります。

3．　当事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	66,646千円
賞与引当金	51,102千円
未払事業税	13,283千円
未払費用	7,497千円
その他有価証券評価差額金	23,541千円
株式報酬費用	23,764千円
その他	6,265千円
合計	192,101千円

繰延税金負債

その他	△3,327千円
合計	△3,327千円
繰延税金資産の純額	188,773千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.6%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%

（退職給付会計に関する注記）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、主として、確定給付年金制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高	△25,492千円
退職給付費用	34,738千円
退職給付の支払額	△669千円
制度への拠出額	△19,451千円
退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高	△10,874千円

(2) 退職給付及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	244,824千円
年金資産	△255,699千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△10,874千円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△10,874千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△10,874千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	34,738千円

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	763円35銭
1株当たり当期純利益	64円29銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	64円14銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（追加情報の注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月17日

株式会社　学 情
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　岡　本　健　一　郎 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　西　　方　　　　実 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学情の2019年11月1日から2020年10月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し､評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年11月１日から2020年10月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月18日

株式会社学情　監査役会

常勤監査役　村　越　誓　一　㊞

監　査　役　堀　　　　　清　㊞

監　査　役　前　　　義　信　㊞

(注) 監査役 堀 清及び前 義信は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当（第43期期末配当）の件

　当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な新規事業開発、人材育成などの成長投資を最優先とし、内部留保を確保いたします。成長のための内部留保を確保したあとの余剰資金につきましては、キャッシュ・フローの状態を勘案のうえ、可能な限り株主の皆様に還元していく所存です。この基本方針に基づき、第43期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

　　当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。

　　なお、この場合の配当総額は、214,787,970円となります。

③　剰余金の配当が効力を生ずる日

　　2021年１月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中井清和（なかいきよかず） （1948年９月13日）	1976年11月　実鷹企画（当社前身）創業 1977年11月　株式会社実鷹企画（現当社）設立、代表取締役社長（現任）	459,800株
2	中井大志（なかいたいし） （1978年８月15日）	2001年９月　株式会社実鷹企画（現当社）入社 2012年４月　当社大阪営業本部サブマネージャー 2013年９月　当社京都支社長 2016年10月　当社東京企画営業本部副本部長・ゼネラルマネージャー 2018年１月　当社取締役（東京本社副代表・東京企画営業本部担当） 2020年１月　当社取締役副社長（東京本社代表及び東京企画営業本部・人材紹介事業部・パブリックサービス事業部・企画部・Web事業推進部担当）（現任）	426,500株
3	片山信人（かたやまのぶと） （1961年５月８日）	1986年４月　株式会社実鷹企画（現当社）入社 2004年４月　当社大阪営業本部ゼネラルマネージャー（部長） 2005年10月　当社執行役員（大阪営業本部・京都支社担当） 2007年３月　当社営業統括　執行役員 2008年１月　当社取締役 2012年１月　当社常務取締役（東京本部（現東京本社）代表兼企画営業部・人材紹介事業部・パブリックサービス事業部・学校企画部・Web事業推進部担当） 2020年１月　当社常務取締役（西日本担当及び大阪企画営業本部・名古屋支社・京都支社・福岡支店・学校企画部・企画制作部・営業戦略室担当）（現任）	27,500株

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	辻内章（つじうちあきら）（1954年５月24日）	1978年２月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1998年６月　有限責任監査法人トーマツ社員（パートナー） 2019年６月　同所定年退職 2019年６月　株式会社エスティック取締役監査等委員(非常勤)（現任） 2019年７月　辻内公認会計士事務所所長（現任） 2020年１月　当社社外取締役（現任） 2020年６月　積水樹脂株式会社監査役（非常勤）（現任）	－株
5	臼倉恒介（うすくらこうすけ）（1957年10月24日）	1982年４月　株式会社朝日新聞社入社 2006年10月　同社大阪科学医療部長 2009年10月　同社企画事業本部長補佐 2011年５月　同社京都総局長 2014年４月　同社関西スクエア事務局長 2016年５月　公益財団法人香雪美術館出向、中之島分館開設準備室長 2017年12月　中之島香雪美術館館長 2019年８月　株式会社朝日新聞社代表室主査（現任） 2020年１月　当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．辻内章、臼倉恒介の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．辻内章氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、有限責任監査法人トーマツに長年勤務され、様々な企業の監査業務における豊富な経験を有し、当社の経営全般や決算・会計業務、内部統制体制の構築において有効な提言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
４．臼倉恒介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、株式会社朝日新聞社に長年勤務され、京都総局や公益財団法人香雪美術館の運営を通して、豊富な経験を有することから、当社の経営全般や当社と株式会社朝日新聞社との提携事業において有効な提言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
５．辻内章、臼倉恒介の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって辻内章氏が１年、臼倉恒介氏が１年となります。
６．当社は、辻内章、臼倉恒介の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額の合計額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、辻内章、臼倉恒介の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役堀清および前義信の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	堀（ほり）　清（きよし） （1948年７月４日）	2000年10月　弁護士登録 2000年10月　中村泰雄法律事務所入所 2002年１月　当社社外監査役（現任） 2003年３月　堀清弁護士事務所設立、代表（現任）	19,800株
2	前（まえ）　義（よし）信（のぶ） （1949年３月29日）	1968年４月　大阪国税局入局（熊本国税局採用） 1985年10月　関西国際空港株式会社　出向 1989年７月　大阪国税局　天王寺税務署 1998年７月　大阪国税局　総務部情報管理官 2005年７月　大阪国税不服審判所国税審判官 2008年７月　同所　退職 2008年８月　税理士登録 　　　　　　前義信税理士事務所設立、代表（現任） 2016年11月　当社仮監査役 2017年１月　当社監査役（現任）	600株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．堀清、前義信の両氏は、社外監査役候補者であります。

３．堀清氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験に基づき、法律面を中心とした客観的・中立的な監査業務が期待されることから、当社の社外監査役に適任であると判断したためであります。

４．前義信氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に精通しており、高い見識と幅広い経験を有することから、当社の社外監査役に適任であると判断したためであります。

5．堀清、前義信の両氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、堀清氏が19年、前義信氏が４年２か月となります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当社は、堀清、前義信の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額の合計額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

7．当社は、堀清、前義信の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場のご案内

会場　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
学情梅田コンパス10階　コンパスホール
ＴＥＬ．（06）6346－6830

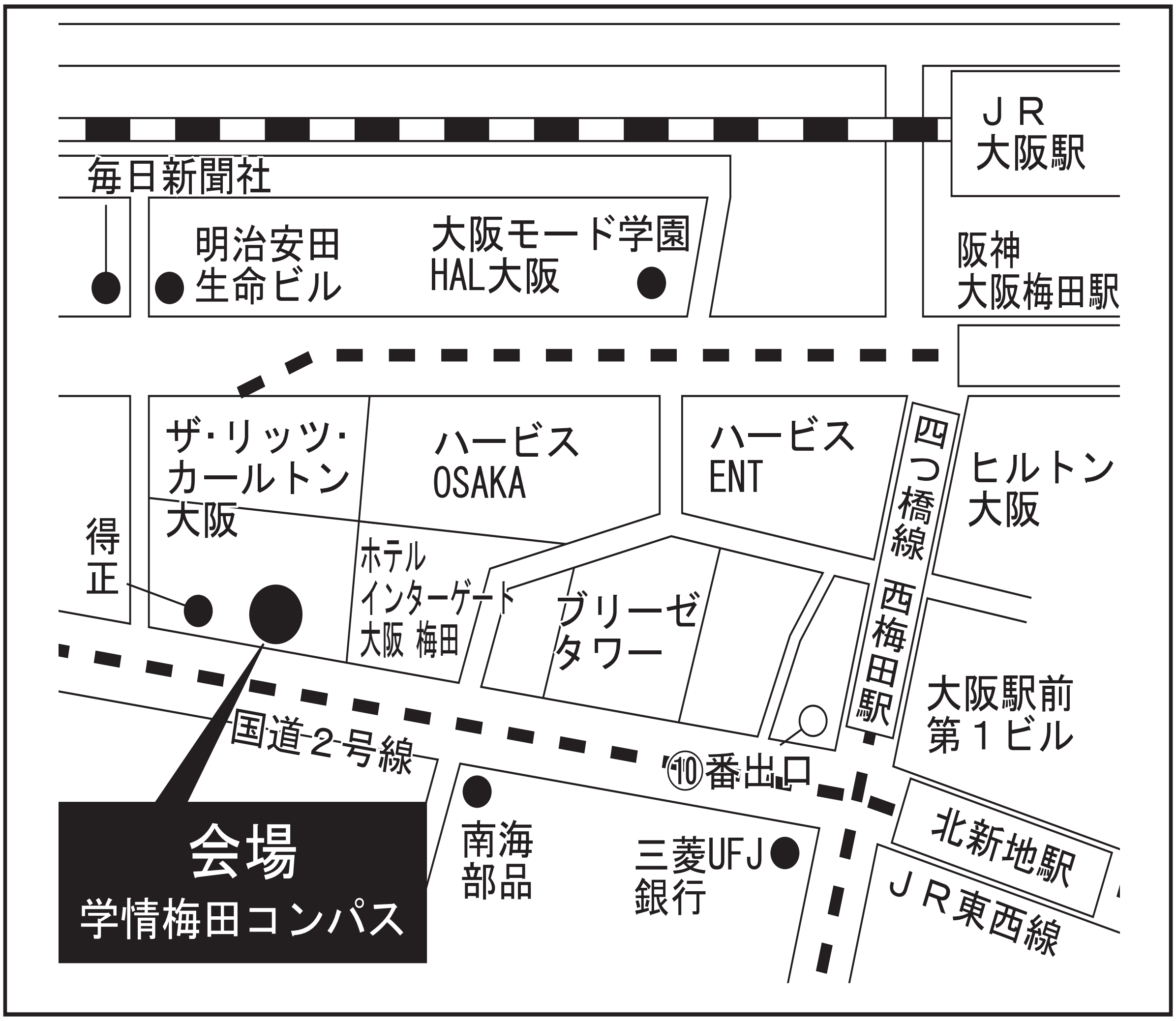

［交通］
地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より徒歩約４分
ＪＲ「大阪」駅より徒歩約７分
阪神「大阪梅田」駅より徒歩約７分
ＪＲ東西線「北新地」駅より徒歩約５分

・株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
・座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。万が一お席がご用意できない場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承願います。